

伊方訴訟ニュース 第47号

1977年7月15日

伊方原発訴訟を支援する会 (連絡先: ☎530 大阪市北区神明町4 第1神明ビル)
藤田法律事務所内 Tel06-363-2112, 口座大阪48780)

柏木新裁判長の就任で

結審めざして審理促進

前回の公判から3ヶ月ぶりに、6月23日午前10時から、第30回公判(これまでの訴訟ニュースでの回数勘定は誤ってましたので以後訂正します)が開かれました。すでに「訴訟ニュース号外」でお知らせしましたように、最高裁は、原告、弁護団の抗議と要請を部分的に認め、4月に新任した植村裁判長が一度も裁判に出ないうちに、6月16日付で東京高裁に転出させ、代りに、名古屋高裁から柏木賢吉裁判官を松山地裁所長に任命するという、全く異例の措置をとりました。また松山地裁も、原告、弁護団からの強い要請を受け入れ、左陪席裁判官の交替をとりやめ、裁判やり直しの余地を無くしました。

公判の昌頭、柏木裁判長は、「この裁判が前任者の病気などで遅れたことをおわびする。今後は審理の促進に努力したい」と、これまで異例のあいさつ。原告、弁護団は、藤田弁護団長を先頭に、つぎつぎに立って、伊方原発の危険性と違法性、長年にわたる原告らの不安と苦しみ、そして、それらをふみにじってきた四電と行政の不当なやり方について、3時間半にわたって陳述。姿勢を正した裁判長は、しばしばわき起る傍聴席の拍手も気にとめず、要所要所でメモ。

原告側と交替した国側は、岩淵検事が、さきに提出した準備書面(9)(本号14頁参照)の線に沿って、原告の主張は描象的で原告の適格性は無い、との主張を言いわけがましく陳述。(26頁につづく)

こんごの予定

第31回公判

7月28日(木)

午前 生越 忠鑑 鑑定人 反対尋問

午後 木村敏雄 鑑定人 反対尋問

7月29日(金)

午前 児玉勝臣 被告側証人 反対尋問

午後 原告本人尋問

現地出張裁判

8月18日(木)

午前 伊方原子力発電所現場検証

午後 川口寛之 原告の臨床尋問

第32回公判

8月25日(木)

8月26日(金)

} 原告本人尋問

この日で、すべての証拠調べ終了

申立理由補充書（三）

後半（前半は前号に掲載）

申立人 川口寛臣

外34名

被申立人 内閣総理大臣

第6 被申立人の「公共の福祉に対する重大な影響について」に対して反論する。

1. 被申立人は、その意見書第6において、原告らがなした本件許可処分¹の執行停止の申立に対し、本件許可処分の効力を停止することは、「公共の福祉に計りしれない影響を及ぼすこととなる」として、行政事件訴訟法第25条第3項前段の要件の欠如を主張するのであるが、これは以下の理由で、根本的に誤まっている。

すなわち、執行停止の消極的要件として、右条文にいう、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあること」というのは、執行停止が公共の福祉に重大な影響があり、申立人らの損害と比較して、後者を犠牲にしても前者を擁護しなければならないとき、執行停止は許されない。

比較の基準は、双方の損害の程度を比べ、相対的に判断するとされているが、「公共の福祉」なる概念は、「申立人らの損害」が明確であるに反して、極めて曖昧かつ不確定、無限定であるため、これに優越性を与えるには、極めて慎重でなければならないとされていることは言うまでもない。

また、単に公共の福祉に影響があるとか、損害が同程度である場合は含まれず、公共の損害が著しく大である場合でなければならない。

行政処分の公益性との関連において、処分の違法であることの確実性の度合が高ければ、

それを維持することの「公共の福祉」は逆に低下すると言われている。

しかしながら、本件において、「公共の福祉」に對置される「申立人らの損害」は、違法の許可処分によって建設された本件伊方原子力発電所の本格的な営業運転が開始されることによって、その内部で大量に製造される危険な「死の灰」や、プルトニウム等の放射性物質が、工学的・人的欠陥や立地選定の誤りから、事故発生時はもとより、通常運転時においても、環境に放出されることによって惹起される申立人らの生命、健康の侵害であり、また、これを支える生活環境のとり返し²のつかない破壊であるから、「公共の福祉」によって表現される他のいかなる社会的利益とも比較衡量することができず、またすべきでないものであることは明らかであるから、本件の場合、「申立人らの損害」を「公共の福祉」と比較するよう求める被申立人のこの点に関する主張は、その法的理論的根底から誤まっているのである。

被申立人は、電力一般の「公共性」を主張して、本件執行停止の申立に反対するのであるが、本件で問題となっているのは、「電力」ではなく、それを産出する原子力発電所の危険性をどのように判断するかである。

原子力発電所は、人類がこれまでに経験したことの無い多量の毒物製造装置であり、技術的にも欠陥だらけで、しかも本件伊方原子力発電所は、こともあろうに地震の巣の真中

に無謀にも建設されようとしているのであるから、いつ悲惨な大事故が発生し、申立人らをはじめ、広範囲の住民やその生活環境に取り返しのつかない災害を与えるかもしれない危険な存在であり、それ自体「公共の福祉」に反するものである。

しかも、これまで建設され運転中の国内の原子力発電所の実績からみても、故障続きであり、その設備利用率もついに二〇パーセント台に落ち込んでいる現状（疎甲第35号証の一、同、二）からみれば、まったく社会に対し害あって益なきものであることは、すでに明らかになっていると言わなければならない。

2. しかも、被申立人が主張する「公共の福祉」の内容である「原子力発電所の運転が予定通り進まなければ、日常生活はおろか国民経済をも破壊することになり・・・」は、これまで企業や、これと一体となって産業拡大第一主義の経済政策をとり続けてきた歴代保守政権の、国民に対する虚偽の脅迫の飽きもしない繰り返しに過ぎず、これに対する反論は、すでに本案の原告準備書面（一二）（申立理由補充書□）第1編第1章第8等において充分述べておいたところである。

わずか3年前の昭和49年初めの段階では、政府は、昭和55年度の原子力発電所建設計画の目標を3200万キロワット、昭和60年度の目標を6000万キロワットとするとのエネルギー需要計画を発表したが、それ以前から政府は、こわれた蓄音機のように右のような宣伝を絶えず繰り返してきた。

しかし、原子力発電所の危険な正体を正確に見抜いてこれに反対する建設予定地周辺住民や、広汎な国民の反対によって、計画が思うように進捗せず、現在のところ着工及び準

備中のものを含めて2000万キロワットにしか達しておらず、しかも現在の原子力発電所660万キロワットの設備利用率も、先に述べたように極めて低い現状である。

しかし、このように政府の計画どおり事が運ばなかった現状の下で、果して政府が従来繰り返し宣伝してきたような事態が生じてきたような事はまったくなかったのである。

被申立人は、意見書76頁で、「わが国の場合、エネルギー全体に占める電力の比率は現在約三分の一程度であり、今後産業需要については、省資源、省エネルギー型産業への転換が進められていくにしても・・・将来とも電力の需要は年々伸びていくものと考えられる。この将来における電力需要にこたえるための全発電設備容量は、昭和51年3月が9970万キロワットであるに対し、昭和55年度には1億3700キロワット、昭和60年度には1億9100万キロワットをそれぞれ必要とするに至るものと考えられている」と述べて、エネルギー確保の点からみても、従来どおりの日本の国土を益々公害列島化する産業政策を追求する狙いをかくしてはいないのである。

エネルギー危機のキャンペーンの数字的根拠である経済成長率予測があたかも自明の必然的な自然法則のように語られているが、これは決してそのようなものではなく、一定の産業政策により産み出された数字にしか過ぎないことは、これまで前記本案の準備書面等でも述べてきたとおりであり、被申立人は意見書においても誤まりの明白となった主張を繰り返しているだけなのである。

3. 被申立人の「意見書」における「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれ」に関す

る主張の内容は、一読して容易に判明するよ
うに、四国電力株式会社企画部主査である三
木昭二の作成にかかるものと思われる疎乙第
2 2号証に記載されているところとまったく
同じである。

執行停止の要件の不存在の立証責任は、被
申立人側にあることは疑問の余地のないとこ
ろであるが、このように本件執行停止申立事
件に重大な利害関係があり、言わばかくれた
る当事者とも言える四国電力株式会社の主張
をそのまま自己の主張として述べた上で、そ
の根本の文書を証拠として提出しても、右手
のすることと左手のすることはまったく別物
であるとの前提に立たない限り、なんら証拠
価値あるものと言えないことは明白である。

また、そもそも本案の裁判において、本件
原子炉設置許可申請人たる四国電力株式会社
と被申立人が癒着し、一体となって被申立人
が許可申請人会社の提出した資料を鵜呑みに
して違法の許可処分を与えたことが重要な争
点となっていることを誰よりもよく知っている
筈の被申立人が、本件においてもその態度
を改めず、電力会社の主張をそのまま代弁す
るという破廉恥な行為に及んだのであるから
まったくこれに対してあきれ果て、言うべき
言葉もない。

被申立人の意見書第6に対する反論は、こ
れまでに述べてきたところのほかは、疎乙第
2 2号証に対する批判と同様であるので、以
下これを述べる。

4. 被申立人は、四国電力企画部主査であ

る三木昭二による陳述書によって、こと
さら四国地域の電力危機を訴えようとしてい
る。

その内容は、日本電力調査会の想定（E I

想定）をそのまま述べたものである。このE I
は、電力会社を中心となって行われているも
のであり、電力を売る立場からの想定であっ
て、中立的な想定とは言えず、第89回E I
想定（昭和49年10月）は行われなかった
ことでも明らかのように、常時提出されるも
のではないのである。

陳述書の別紙6では、昭和52年度の四国
電力の発電供給力として、伊方原子力発電所
が働かない場合は、331.6万キロワットと
計算し、年最大電力322万キロワット（E
I想定）と考えると、予備率が3パーセント
しかないということを強調している。

しかし、昭和51年8月末での認可出力の
合計は317.8万キロワットであり、その後
新徳島（阿南）火力の4号が昭和51年12
月に運開しており、その出力42万キロワ
ットを加えれば、合計で362.8万キロワット
の供給力を持つことになるのである。

それ以外に、四国電力の範囲内には、電源
開発株式会社所有の4つの水力発電所の合計
出力として、18.7万キロワット、更に、愛
媛県、高知県、徳島県などの所有する14個
所の水力発電所による、合計18.6万キロワ
ットの電力がある。それだけでなく、九電力
以外の電気事業者の1つである住友共同火力
の69.5万キロワット、更に水力1ヶ所、火
力19ヶ所の自家用発電所合計59.1万キロ
ワットをも考える必要があるにもかかわらず、
一切考慮せず、ことさら予備率を低く算出す
るよう苦心しているのである。

四国電力以外も含めた四国における発電総
合計をとれば、実に83パーセントもの供給
予備率となるのである。次表はそれを示した
ものである。

電気事業法第17条でも明らかなように、 四国電力の供給区域における自家発電といえ

昭和52年度の供給予備率

		供給力	年最大電力	供給予備力	供給予備率
四国電力推定	伊方有	358.5	322	36.5	11.3%
	伊方無	331.6	322	9.6	3.0
今回推定 (伊方無)	51年8月末の 認可出力(イ)	317.8	288.7*	29.1	10.1
	(イ)に更に** 新徳島火力(四電)4号 (45万Kw)を含める	362.8	288.7*	74.1	25.7
	更に愛媛・高知・徳島県管 水力(18.6万Kw)を含む	381.4	288.7*	92.7	32.1
	更に電源開発株式会社水力 (18.7万Kw)を含む	400.1	288.7*	111.4	38.6
	更に住友共同火力 (69.5万Kw)を含む	469.6	288.7*	180.9	62.7
	更に自家用発電水力・火力 (59.1万Kw)を含む	528.7	288.7*	240	83.1

*昭和52年3月15日発表の第50回EI想定の50～56年度の年増加率8.9%から推定した昭和52年度の年最大電力

**昭和51年12月に運開している。

ども、四国電力を利用する人の利益を優先させられているのであって、単に四国電力による供給力のみを考えるべきでないのは明白である。

まして、第50回EI想定(昭和52年3月15日発表)によれば、51年度実績

265.1万キロワットであって、昭和52年度の最大電力は288.7万キロワットにしかならず、四国電力推定の年最大電力322万キロワットよりも、実に33.3万キロワットも少くとも何ら支障がなかったのである。

更に陳述書では、8月に最大電力が必要と

なると述べ、主に冷房や高校野球などによるTV視聴者の増加という、いわば家低用電力の増加がその原因であるかの如く述べている。

しかし、四国電力での最大電力を必要とした日は次表の如くであって、高校野球というよりは、冷房によるのであって、それも、ビル、企業による冷房と工場のフル運転日との重なった日に最大電力を必要とするのである。

昭和 年度	最大電力の 必要とした日
40	2月12日
45	9月14日
46	7月29日
47	8月31日
48	8月28日
49	8月23日
50	8月5日

また、それらの最大電力は、8月に限定されているといってもよく、他の月では、まったく問題にならないのである。

更に、認可出力の総和に比べて、実際に発電しているのは、僅か57パーセントでしかないのである。先に述べたように、四国電力の供給予備率は極めて高いことを考えると、設備利用率は極めて低くなり、昭和53年度では、おそらく50パーセントを割ることさえ予想されるのである。

発電所の設備が半分遊んでいるという状態は、四国電力としても困ることなのである。

更に重要なのは、四国電力は、常に発電量の4パーセント前後を関西電力に売っていることである。この分を考えれば、予備率は更に増加し、設備利用率は更に低下するのであ

る。

第7 被申立人の「『本案について理由がないとみえる』ことについて」の主張に対して反論する。

1. 「原告適格の有無」への反論

被申立人は、ここに及んで、申立人らに本案についての原告適格がないと主張する。

しかし、被申立人の右主張は、まったく失当であるとともに、裁判所、原告ら及び国民を愚弄するものである。

行政事件訴訟法九条は、取消訴訟の原告適格についての規定を設け、処分、裁決の取消を求めるにつき、「法律上の利益」を有する者が原告となると定めるが、その具体的内容は定められていない。そこで、具体的には如何なる者について取消訴訟の原告適格が認められるかを検討しなければならない。

取消訴訟の原告適格について、権利享受回復説、法律上保護されている利益救済説、保護に値いする利益救済説、処分の適法性保護説の四見解が存する。

(1) 権利享受回復説によれば、取消訴訟を提起するには、狭義の権利の侵害の主張、すなわち伝統的な権利のカタログにのっているような権利の個別具体的なタイトルを主張しなければならない。

(2) 法律上保護されている利益救済説は、個人的利益の保護を目的とする強行法規違反があるときにも、当該保護利益を主張する者に原告適格を認めようとするもので、法規の主たる目的が公益にあるときでも、あわせて従たる保護法益として個人的法益の認められるときには、当該法規違反を主張する原告適格が認められる。

(3) 保護に値する利益救済説においては、個々の実定法規の保護法益の如何を探究するのではなく、直接、生じている不利益が司法上の救済に値するか、法秩序全体の趣旨からみて保護に値する利益が主張されているかどうかによって、原告適格の有無を判断するものである。

(4) 処分の適法性保護説は、取消訴訟を個人の権利利益の保護を目的とする主観的訴訟としてよりも、処分の適法性を保障する客観的訴訟として把握して、単に民衆訴訟を排除する見地から、処分を争うに最も適した一定範囲の者に原告適格を限定しようとするものである（遠藤博也「取消訴訟の原告適格」実務民事訴訟講座8）。

現在の学説判例は、(2)(3)の法律上保護されている利益救済説ないし保護に値する利益救済説をとっている。

本件に、右(2)(3)説の観点から、申立人らの原告適格の有無を検討する。

申立理由補充書(□)で極めて詳細に述べたように、申立人らが本件許可処分の取消を求める理由は、原子力基本法、原子炉規制法は憲法の基本的人権保障条項ないしは適正手続保障条項に違反しているから、これらの法律に依拠する本件許可処分は違法であること、及び同許可処分は原子炉規制法二三、二四条に違反して違法であること、そして申立人らは、本件伊方原子力発電所の運転によって、事故時のみならず、通常運転時においても、そこで生成される放射性物質から生命、身体、財産に重大の損傷及び不利益を蒙る立場にあることから成っている。

すなわち、申立人らが取消を求める根拠は、憲法以下の法によって最大限の尊重がなされ

なければならない個人の生命、身体、財産の安全なのであり、本件許可処分の実体規定たる原子炉規制法二三、二四条の目的も、被申立人のように単に抽象的な「公共安全」にあるのではなく、国民個人々人特に原子力発電所設置予定場所周辺に居住している住民の具体的安全にあることは、許可処分審査の際に用いられるいわゆる「めやす」「指針」における周辺住民についての規定の仕方からしても当然である。

従って、通説判例の見解からすれば、本件においては、申立人らに問題なく原告適格が認められる。

これに関して、被申立人は、原子炉規制法二三、二四条の目的は「公共安全」にあり、特定の個人の存在を念頭に置いて安全性の確保を図ろうとするものではないと主張する。

しかし、右に述べたように、申立人らは第一次的に原子炉規制法の上位法たる憲法上の基本的人権条項により原子炉規制法の違憲を主張するものであり、また原子炉規制法二三、二四条の目的も、原子力発電所の設置運転が個人の生命までに重大な影響を及ぼすものであるからには、当然のこととして住民個人の安全を含むものでなければならないし、右各条の規定からそのように解することが正当であり、また「公共安全」といっても、個人と切り離された単一なものとしては存し得ないのであって、少なくとも本件においては、申立人らに、前記(2)法律上保護されている利益救済説「保規の主たる目的が公益にあるときでも、あわせて従たる保護法益として個人の利益が認められるときには、当該法規違反を主張する原告適格が認められる」場合に該当することはいうまでもない。

さらに被申立人は、申立人らの被害の主張は、「ばく然とした包括的抽象的にすぎない」と主張するが、申立人らの訴状、その後の準備書面における被害の点をも含めた各主張は、極めて具体的であり、特に申立人らの本案での昭和52年2月5日付準備書面(一二)(効力停止決定申立事件でも理由補充書口として提出)においては、極めて具体的かつ詳細に被害の点の主張をしている。申立人らが右準備書面(一二)を提出したのは、効力停止決定申立理由補充書(昭和52年2月5日)と同日である昭和52年2月5日付であるが、被申立人らは、申立人らの右準備書面の内容を時間的にそれ以外の理由によるか定かでないが、一切検討できないままにその意見書を作成していることは、その内容から歴然としている。被申立人が申立人らの右準備書面を真剣に検討すれば、その意見書で述べるような描象的かつ簡易な主張をするわけにはいかないはずである。

ところで、本件においては、申立人らの原告適格についてすでに裁判所の判断がなされている。それは申立人らが被申立人所持の審査資料に対して提出命令を求めた御庁の決定に対する高松高裁の決定である。

高松高裁の決定理由は次の通りである。

「成程、相手方から(注・申立人らのこと)は、本件許可を申請したものでなければ、本件許可処分の直接の対象者(被処分者)ではないけれども、相手方らは、本件許可処分によって原子炉が設置されれば、その生命・健康等が侵害される危険があると主張して本件許可処分の取消を求めているところ、行政処分の取消を求める抗告訴訟の原告適格は、当該行政処分の直接の相手方(被処分者)の

みにあるのではなく、いわゆる第三者であっても、当該行政処分によって法的に保護された利益を侵害される場合には、右行政処分の取消を求める抗告訴訟の原告適格があると解すべきであり(最高裁・昭和37・1・19判決、民集一六一―一五七参照)、また、右原告適格を認めるための前提である法的に保護された利益が侵害されるか否かは、当事者の主張自体に照らし、一般的・抽象的に判断すべきである。ところで本件において、四国電力株式会社は、本件許可処分があったことにより、相手方らの居住する付近に発電用の本件原子炉を設置して操業を開始することに行っていることは一件記録に照らして明らかであり、また本件原子炉が設置されてその操業が開始された場合には、その安全性が充分であれば格別(この点は本案訴訟で終局的に判断すべきことである)、仮りに本件原子炉の安全性が充分でなく、万一事故等が発生した場合には、付近住民の生命・身体が侵害されるに至ることは経験則上明らかであるから本件原子炉の設置場所付近に居住する相手方らには、一応法的に保護された利益(生命・健康等)を侵害されるとして、本件許可処分の取消を求める法律上の利益があり、右取消の抗告訴訟を提起する原告適格があるといふべきである。」

このように、高松高裁は明確に本件について申立人らに原告適格を認めている。

念のため、最近の判例を二つほど見てみる。

まず、長沼ナイキ訴訟の札幌高裁の昭和51年8月5日の判決である。

札幌高裁は、一般論として次のとおり判示して、地元住民らに抗告訴訟の原告適格を認めた。

「・・・したがって、一つの行政上の措置の効果は、直接の当事者のみならず、ますます広く多数の第三者の利害に複雑かつ深刻な影響を及ぼすに至っているものであることを考慮すれば、ある公共目的達成のための行政処分をなすにあたり、右処分に伴い、直接に影響を及ぼすものとして、現実配慮されたと認むべき事実上の効果は、それ自体処分と不可分のものとするのが相当であるから、これもまた法的効果というべきであり、行訴法第9条という法律上の利益は、単なる実体法上の権利ないし保護利益にとどまらず、行政処分が法の趣旨に基いてなされた際、法目的達成のために特にその実現が所期されたと認め得る事実上の利益も含み得るものと解すべく、したがって、また、その利益を受けている者であれば、必ずしも処分当事者に限らず、第三者であっても、その処分を争い得る余地があるものと解するのが相当である。」(判例時報821号21頁、なお判例時報825号143頁に判例評論)

次に、北海道の伊達火力発電所関係埋立免許等取消請求事件についての札幌地裁の昭和51年7月29日付判決がある。

札幌地裁は、行訴法9条の「法律上の利益」の意義についていわゆる保護に値する利益説に立つことを表明して、次のとおり判示して地元住民らに抗告訴訟の原告適格を認めたとした。

「行政事件訴訟法9条は、行政処分の取消しの訴えは、当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り提起することができる旨規定している。同条にいう当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者とは、国民の権利、利益の保護を全うする見地から行政処分によって権利又は法

律上の保護に値する利益を侵害される者をいうものと解すべく、そのような侵害を生じる場合であれば、その者が当該処分の相手方であると第三者であるとを問わず、これに取消訴訟の原告適格を認めるのが相当である。

・・・以上認定判断したところによれば、前記各海域において現実に漁業を営んでいる原告らは、本件埋立免許処分によって権利又は法律上の保護に値する利益を侵害される者に当たると解される。したがって、伊達漁協の漁業権変更決議の無効を主張して本件埋立免許処分の取消しを求める伊達原告らはもちろん、有珠原告らも、本件埋立免許処分の取消しを求めるにつき訴えの利益を有するといふべきである。」(判例時報839号45頁)

右2つの判例は、いずれも行政処分によって影響を受ける立場にある地元住民に取消訴訟の原告適格を明確に認めたものであるが、本件においては、原子力発電所の一年間の運転によって内部に生成される「死の灰」や「プルトニウム」は、広島や長崎に投下された原爆におけるそれらよりもはるかに膨大な量であり、これらの物質が「核」の恐ろしさの根源なのであるから、このような人類と共存できない悪魔の世界の物質を事故時、平常時に周囲にまき散らす原子力発電所の設置を認める本件許可処分と申立人らとの間には、右の2つの判例が認定する行政処分と地元住民らとの関係以上に密接な関係があるから、申立人らには当然原告適格が認められる。

抗告訴訟の原告適格の拡大は、判例、学説における当然の流れであるにもかかわらず、被申立人が今になって、申立人らの原告適格の欠缺を主張することは無闇に訴訟を遅延さ

せるためだけの不当な動機に基くものと断ぜざるを得ず、かつ被申立人らは、これまでの双方の証人調の結果、伊方原子力発電所の危険性が明白となり、また各国裁判所の原子力発電所に対する否定的評価に直面して、原子力発電所の安全性に自信を持つことができないうために、敢えてこの段階で原告適格を主張したものと解することができる。

2. 「本件許可処分の違法事由の在張・立証について」に対する反論

被申立人は、意見書第七、二で、本件許可処分が裁量処分であり、裁量処分を争う抗告訴訟では、その処分の取消を求める者に主張立証責任があると、同意見書第1での主張を繰り返す。

しかし、本件許可処分が裁量処分ではないこと、本件抗告訴訟における主張立証責任は処分庁にあることは、本理由補充書第1で述べたとおりであるが、若干これを補充する。

原子炉規制法二四条三項、四項、ことに四項は、原子炉を設置するについては、住民にとって安全でなければならぬ旨定める。すなわち、本件許可処分の根拠となる原子炉規制法は、そもそも原子炉が住民らの生命、身体、財産に危害を及ぼす恐れのものであることを予定している。

事実、伊方原子力発電所の一年間の運転後には、広島型原爆の600発分の「死の灰」、長崎型原爆の40発分のプルトニウムを作り出し、内蔵する。恐るべき放射性物質の量である。このように、大量の広島型原爆、長崎型原爆を抱えていること自体が、まず本件伊方原子力発電所の危険性の根源である。

従って（このことが話だけに終ることを祈りたいが）、戦争その他の非常時あるいは平常時

にでも何者かが本件伊方原子力発電所を目標けてロケット弾を発射して発電所の建物の破壊を図ったとすれば、内蔵されていた膨大な量の「死の灰」及びプルトニウムは周囲に広く放出され、そうならば広島、長崎の惨事の数十倍から数百倍の大惨事を間違いなく引き起こすことになる。そして、このようなときには、原子力発電推進論者が最後の頼みとする緊急炉心冷却装置（ECCS）はまったく役目を果たす場をもたない。

我々はこのような非常事態についての想定が杞憂に終ることを祈らずにはいられないが、さらに、現実的な本件伊方原子力発電所の事故発生の可能性は極めて高い。

まず、ここで確認しておかなければならないことは、人為的にも自然的にも原子力発電所は、人の生命・身体に影響する事故を起こしては絶対にならないことである。その理由は、原子力発電所が一旦事故を起こすと、その内蔵する膨大な量の「死の灰」やプルトニウムのために、原子力発電所を中心として広大な範囲に亘って、しかも気の遠くなるような長年月に亘って、緑の国土を廢墟と化し、国民は短期間のうちに大量に死亡し、残る国民もまたその子孫も、一生の間放射線障害に悩み死んでいかなければならないからである。原子力発電所の事故はわが国の狭い国土を侵し国家を滅ぼすことになりかねないものなのである。それ故、絶対に事故を起こさないものとして原子力発電所は設計、製作され、設置されなければならない。

ところが、本件伊方原子力発電所については、人為的な操作・ミス等により、また原子力発電所の構造自体の欠陥により、さらに地震等による自然的な影響により、それぞれ一

次冷却材（水）が炉心から失われ、その結果炉心、そして本件伊方原子力発電所の構造物が溶融して、原子力発電所内に心ほそく内蔵されていた「死の灰」やプルトニウムが、ロケット弾の攻撃の場合と同様に、大量に環境中に放出される事態を想定しなければならないが（詳細は申立理由補充書〔参照〕）、このように時に働くべき緊急炉心冷却装置（ECCS）は、世界中でこれまで実験炉をも含めて一度も有効性が確認されていない。

被申立人らの「ECCSは働く」という主張は、科学的根拠のまったくない単におまじないに過ぎず、何度おまじないを熱心に繰り返したからといって、ECCSが作動するものでもない。

また、ECCSはアクセサリーではなく、実際に作動することを要求されているものである。

このように、一次冷却材喪失事故時の最後の頼みの綱たるECCSがこのていたらくでは、本件伊方原子力発電所は事故を絶対に防止できる装置ではなく、事故の発生を絶対に防止できない装置であると言わなければならない。そうであれば、本件伊方原子力発電所は、原子力発電所に要求される安全条件を備えたものとはとうてい言えない。

すなわち、構造的にも立地の上でも、本件伊方原子力発電所は危険なものである。

さらに、本件伊方原子力発電所は、平常運転時においても必ず放射性物質を環境中に放出する。

この放出量については、被申立人の主張するところは、机上で実際より少なく見積った不当なものであるが、仮に被申立人の言分を前提としても、これが人体に及ぼす悪影響は

測りしれない（申立理由補充書〔第二編第一章参照〕）。

その影響は、遺伝的影響や、白血病、ガンその他の晩発性障害の発生となって現われるものである。

放射性物質が出す放射線は、いかなる程度であっても人体に対して悪影響を及ぼすし、またこれまでの公害の主役たる亜硫酸ガスその他の化学物質とは異なり、放射性物質は拡散、希釈によって浄化されることはない。

従って、「死の灰」やプルトニウムの放射性物質は、絶対に環境中に放出されることがあってはならない。

それにもかかわらず、本件伊方原子力発電所は事故時のみならず平常運転時においても放射性物質を常に環境中に放出せざるを得ない構造を有する欠陥原子力発電所である。

本件許可処分はこのように、人間の生命、身体を危機に曝す原子力発電所の設置を認めることを内容とするものである。すなわち、本件伊方原子力発電所の設置の許可処分は、住民、国民の最も重要な基本的人権たる生命の安全と、密接不可分の関係を有する。

生命の安全という国民の最も基本的権利を奪うことになる行政処分が、裁量処分であるはずがない。被申立人が裁量処分の例として引用する判例は、いずれも基本的人権とは無縁のものであることは、一見すれば明らかである。

基本的人権を侵害する虞れのある行政処分は裁量処分ではない、というのは、通説、判例である。専門技術性とかいう概念はとうてい入り込む余地はない。そうでなければ、憲法の基本的人権の保障はないに等しい。まず何よりも国民の基本的人権が保障されなければ

ばならないのは、行政による侵害からなのである。

前記第一で述べたように、本件伊方原子力発電所が安全か否か、すなわち人間の生命、身体の安全に支障を及ぼさないか否かの判断は、裁判所が行政処分に対する審査権能としての法的価値判断でなければならない。右の安全か否かの法的価値判断は、その前提ないしはその一過程として専門技術的な点が存したとしても、専門技術的な問題とは別箇の観点からなされるものである。

それ故、本件許可処分は裁量処分ではないから、全面的に裁判所の判断を受けなければならないものであることは明らかである。

次に、本件許可処分の合法性の主張立証責任であるが、本件許可処分が裁量処分ではなく、また処分違法性が抗告訴訟で争われているからには、行政庁に処分の合法、正当なることの主張立証責任があることはいうまでもない。

ところで、本案においては、被申立人はまったく本件伊方原子力発電所の安全性を立証し得ないどころか、ECCSの無効、伊方地方の地震の発生の可能性、平常運転時の放射性物質の放出等々の諸点について、本件伊方原子力発電所は、住民、国民にとって危険な存在であることが明らかとなってしまった。

本件伊方原子力発電所は、本年7月より営業運転に入る。そうすると、伊方原子力発電所は日に日に、否刻一刻と広島型原爆の「死の灰」、長崎型原爆のプルトニウムを大量生産していくことになる。

半減期二万四千年のプルトニウムも、その他の放射性物質も、人間の手に負える代物ではない。

営業運転を認めることは、申立人ら住民の憲法上の権利たる基本的人権が1つずつ瓦壊していくことを認めることであるし、ひいては国土を廃墟とすることを認めることである。

いうまでもなく、日本の国家は多数の国民とこれがひしめく狭い国土より成っている。今まさに執行停止決定をすべき機が熟したというべきである。

第8 「補論—諸外国における原子力発電所の建設・運転の現状」に反論する。

1. アメリカ

被申立人は、昭和51年7月になされたコロンビア特別区巡回控訴院（高等裁判所）のなした、「NRCは、原子力発電所の許可に際し、エネルギー節約や放射性廃棄物の処理にもほとんど関心を払わず、極めて独断的であった」、「放射性廃棄物処理に関する規則等の安全基準の再検討を求めた」判決をことさら無意味なものと主張している。

しかし、その後8月13日になされたNRCの「一時停止声明」や、10月13日の暫定規制案の発表にも見られる如く、その判決の影響は極めて大きなものとなっているのである。

被申立人は、昭和51年11月よりNRCは新たに運転認可を行い始めたことから、この判決が意味のなくなっているかの如く主張しているが、行政府としての極めて限定された認可行為なのであって、原子力発電所の建設が予定に比べて大巾に遅れて来ているのは周知の事実であり、最近エネルギー節約と核

燃料サイクルの見直しの気運が高まって来ており、その為に原子力発電所の建設計画は更に遅れそうである。

2. 西ドイツ

被申立人は、昭和50年3月になされたフライブルク行政裁判所の「ウイル原子力発電所の建設中止仮処分」は「反対住民と機動隊との苛酷な衝突」とか、「外国からの応援を求めて建設現場を占拠した」ことなどにその理由があるとし、又「同年10月には右フライブルク行政裁判所は仮処分を取り消しており、KWS社は本案判決がなされるまで自動的に建設工事を中止することとしているのである」と述べている。

この主張は、被申立人が、ことさらにKWS社という一企業の立場に同調して述べていることであって推進者としての立場しか取らない被申立人の考え方はかたたくも明示しているのである。

そもそもKWS社は、ブライザツハ原子力発電所の計画が住民の強い反対に会い、昭和48年8月に断念せざるを得なかったために、代わりにウイル原子力発電所の建設を性急に代行しようとしたことに端を発するのである。

75パーセントものウイルの住民の反対にもかかわらず、KWS社は住民投票に介入して承認を取り付け、強引に基礎工事を開始（昭和50年2月）したのであった。住民の仮処分申請はこのような背景で行われたのであって、昭和50年3月の判決において住民の主張が認められたのであった。直ちに控訴したKWS社は、同年10月に逆転判決を得たのであるが、州政府が住民とKWS社との交渉を提案し、その結果、「独立の専門家による安全性の証明」「行政訴訟の最終判決が

出るまでの工事停止」などで合意が成立したのである。

その後、フライブルク行政裁判所は、47名もの専門家を証人とし、公開裁判によって証人の意見を聴いたりした上で、今年の3月14日、「事故の可能性がある以上、放射能が与える影響はあまりにも大きい」「圧力容器の破裂に対する対策は不十分である」などの理由から、建設許可を取り消し、工事を差し止める判決を行ったのである。

これに先立ち、ブロックドルフ原子力発電所に対する住民の仮処分申請に対して、シュレスウィヒ・ホルシュタイン行政裁判所は、昭和51年12月「着工の即時停止を命ずる」仮処分命令を出し、更に昭和52年2月9日、「着工停止を無期限に延期する」との正式判決を下したのである。この判決では「放射能による影響など、環境保護の見地から反対している住民の不安と不満を取り除くあらゆる措置をこらざるが原子力発電所の建設の前提である」「使用済み燃料や核廃棄物をどうするかが不確定のまま、部分許可（原子力発電所のみ認可）することの合法性には重大な疑義がある」としているのである。このように、西ドイツでは近年、推進側の敗訴が相次ぎ、当初5,000万キロワット（昭和60年）であった建設計画も、3,000万キロワットと下方修正されているのが現状である。

3. スウェーデン

被申立人は、原子力発電の推進の中心であった、バルメ前社民党内閣の下での、原子力発電推進計画を述べて、申立人らの「反対の声に押されて、計画は具体化していない」という主張を事実と反するとして否定している。

昭和51年9月の総選挙において、原子力発電所反対を公約した中央党などによるフェルデン中道政権が誕生して以来、スウェーデンにおける原子力発電所建設の見通しは極めて不確かとなっているのである。同首相も施政方針演説の中で「1年以内に安全性が保証されないかぎり、現存の5つの原子力発電所と建設中の一原子力発電所を解体する」と述べていることで明らかなように、推進派にとって極めて厳しい状態になっているのである。

更に、最近、フェルデン首相は52年4月14日、議会で「スウェーデンは核社会から脱出すべき」との明確な言明を行なったうえ（ジャパン・タイムズ、77年4月16日）5月3日には、原子力発電所建設への融資保証を拒否し、事実上、原子力発電所建設はすべて宙に浮くことになった（ジャパン・タイムズ、77年5月5日）のである。

これらのニュースは、一般商業紙には一切報道されていないが、いずれもジャパン・タイムズ紙で大きく報道されたものである。

4年間も続いた社民党が選挙で敗北した理由として、バルメ前首相自身「選挙末期における中央党党首の原子力発電に対する攻撃に一因があった」と認めていることでも明らかなように、フェルデン首相の核政策は選挙の公約上も、より厳しくならざるを得ないのである。

4. フィンランド

コツバルネス原子力発電所の場合、地方自治体当局が当初の許可決定を翻し、昭和50年に建設反対の決定をしたという申立人らの主張に対して、被申立人は、「確かなものではない」と述べていて、事実上、申立人らの主張を認めているのである。

更に被申立人は、「ヘルシンキの電力会社HKS社が……コツパラス原子力発電所を建設すると発表している」と述べていかにも建設されているかの如くよそおっている。ここにも、被申立人が、無条件で一私企業である推進側に立って主張しようとする行為を見とることができる。

5. ノルウェー

申立人らの「ノルウェーでは原子力発電所が一基も建設、運転されていない」という主張に対して、被申立人は「それは、同国の特殊事情によるものにすぎない」とし、同国が「水力発電」と「北海油田の実用化」などから、「当面直ちに原子力発電の開発を必要としない」のだと強弁している。

しかし、昭和47年頃から、原子力発電所の計画はなされていたのであって、住民の反対運動によって、原子力発電所建設ができなくなっていることをかくしているのである。ギャロップ調査によれば、国民の77%は原子力発電所に反対しており、右から左までの全政党が原子力発電所推進を支持していないのである。

被告（国側）準備書面（九）

昭和48年(行)第5号
原子炉設置許可処分取消請求事件

原告 川口 寛之
ほか 32名

被告 内閣総理大臣

昭和52年5月26日

被告指定代理人

仙田 富士夫
岩淵 正紀
石井 宏
村長 剛二
麻田 正勝
藤田 正博
山本 喬久
片山 卯三郎
松田 泰
堀内 純夫
吉沢 慎介
今村 治
天野 文雄
大森 勝自
三角 逸郎
吉田 昌文
袴着 実
高津 幸一

被告選任代理人

松山地方裁判所

民事第一部 御中

準備書面 (九)

序

本準備書面は、原告らが本件許可処分取消を求める原告適格を有しないことを論証するものである。

本準備書面の構成は、以下のとおりである。

第一においては、訴え却下を求める本案前の申立てをし、第二においては、右申立ての基本にある問題の所在、すなわち、本件訴訟

において原告らの原告適格の有無がなぜ、また、どのように問題となるかを、特に司法の機能との関係に重点を置いて明らかにする。第三においては、行政事件訴訟法(以下「行訴法」という。)9条にいう「法律上の利益」をどのように握すべきかを検討し、その点に関する裁判例の動向を概観した上、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)の規定によれば、原告らが「法律上の利益」を有するものとは解されないことを明らかにする。第四においては、本件原子炉の運転によって被るとする被害に関する原告らの主張は、はなはだばく然としたもので具体性を欠いており、そのような主張をもってしては原告らの原告適格を基礎付けることはできないことを示す。そして、以上の検討を踏まえた上で、第五において、原告らの主張する被害は、いずれも本件原子炉の設置を完了した後におけるその運転に係るものであるばかりでなく、現実には起こり得ない異常事態を想定しなければ全く観念し得ないものであるが、このような被害は本件許可処分の直接の効果としてこれを捕らえることができないものであるから、それを基礎にする限り、原告らに原告適格を認める余地はない旨を論ずる。

目次

第一 本案前の申立て……………	1
第二 序論—問題の所在……………	3
一 本件訴訟の特質と問題点……………	3
二 原告適格の問題の困難性……………	6
三 司法の機能と原告適格の問題……………	9
四 原告適格を否定する被告の立場……………	14
第三 「法律上の利益」の意義……………	19

一 「法律上の利益」をめぐる裁判…	19
例の動向	
二 原子炉等規制法における周辺住…	31
民の位置付け	
第四 原告適格を基礎付ける事実の具…	37
体性について	
一 本件原子炉の危険性をいう原告…	37
らの主張の具体性の欠如	
二 原告らの主張の特徴…	55
第五 本件許可処分の法的効果につい…	69
て	
一 原子炉設置許可処分の法律上の…	69
位置付け	
二 原子炉設置許可処分の公定力…	77

第1 本案前の申立て

「本件訴えを却下する。

訴訟費用は原告らの負担とする。」

との判決を求める。

第2 序論—問題の所在

本件訴訟の特質と問題点

1 本件訴訟と同種事案が本件のほかに福島地裁と水戸地裁に各1件係属しているが、これら3件の訴訟の基本的態様は同一である。そして、これらの訴訟は、行政庁の極めて高度な政策的判断と極めて高度な専門技術的判断につき、その当否が争われているという点において、裁判史上に類似事案のなかったものと言って過言ではない。それゆえに、証拠調べが相当進行した現在ではあってもなお、本件訴訟における論点が十分に整理されたとは必ずしも言い難い面がある。このような特殊な訴訟における裁判所の審理の在り方について最も必要な基本的認識は、いうまで

もなく、論争の場が法廷ないし裁判所であるということである。すなわち、本件訴訟の論争の場は国会ではないのであるから、エネルギー政策の一環としての原子力政策の在り方や立法政策の当否を論議しても余り意味がないし、原子力学会ではないのであるから、原子炉の安全性について専門的な細部にわたる技術的論争をしても訴訟関係者には一般に理解不能である。また、いわゆる公聴会その他公開討論に類する場でもないから、原子力行政の在り方を「追及」するのみではますます訴訟の論点を不明確にするばかりであろう。

2 本件において原告らは、裁判所の判断を受けることを期待するのが本来無理ともいえるような極めて高度の専門技術的な、したがってまた、特殊の専門的学者しか理解し難いほどの科学的課題とそれをめぐる論議に関する事項及びこれらを基礎とした一国の、あるいは国際的な、エネルギー政策の当否に関する議論を基調として、いわゆる原子力問題全般にわたる多種多様な問題を提起しているのであるが、このような中から、右に述べたような裁判所本来の機能に即した事項をどのように取り出していかんということが、まず検討されなければならない。本件訴訟が前期のような意味においては極めて特殊なものであるといっても、その訴訟類型は、いうまでもなく、行政処分の取消訴訟（以下「取消訴訟」という。）にほかならないのであるから、右の検討は、本件における論争の場が法廷ないし裁判所であるという認識を前提とした上で、本件訴訟を純然たる取消訴訟として見ることによってなされるべきであり、また、それによって初めて可能になるものといわなければならない。したがって、本件訴訟にお

いても、取消訴訟において通常問題とされる点については、十分に検討を試みる必要がある。

3 取消訴訟の訴訟要件に関して最もひん繁に問題となる点がいわゆる処分性の問題と原告適格の問題であることは周知のところである。本件においては、本件許可処分が処分性を有することについては疑問の余地がないが、原告らの原告適格の存否については、一応疑問を抱き、問題の所在を意識するのが自然である。けだし、原告らが本件許可処分の名あて人ではないからである。処分の名あて人であれば、その者に対してある処分が行われたということ自体から直ちにその取消しを求めるについて行訴法9条にいう「法律上の利益」を導き出すことが可能であるが、それ以外の者がその取消しを求めるについては（特に当該処分が名あて人に対する関係において授益処分である場合にはなお更）、権利利益の侵害についての格別の論証が必要なのである。ここに、いわゆる第三者の原告適格の問題が、次に述べるとおり、取消訴訟における極めて困難なしかも重要な問題となるゆえんが存するのである。

二 原告適格の問題の困難性

1 ある行政処分の取消しを求める利益をいかなる範囲の者に認めるべきかの問題の困難さは、出訴事項につきいわゆる列記主義を採用していた戦前の旧行政裁判法制とは異なり、訴えの対象となり得る行政処分の内容たる事項について制限を設けないいわゆる概括主義を採る現行行訴法の下における取消訴訟に必然的に伴うものである。すなわち、列記主義の下においては、實際上、出訴事項に該当するか否かの判断が原告適格の有無の判

断を包含する場合が少なくなく、この問題が独立して重要な論点となることは比較的まれであったのに対し、すべての行政処分が訴えの対象となり得る概括主義の下では、訴えの利益の有無を基準として、ある者が真に裁判所を利用するに値する地位にあるか否かを振り分けるという困難な作業を行うことによって、行政訴訟制度の適切な運用の確保を図るほかない場面が少なからず生ずるからである。それに加えて、戦後の給付行政の展開等に伴い、行政の影響は国民生活の各般にわたって浸透し、行政庁の一つの処分が国民生活の極めて広範な範囲にわたって様々な影響を及ぼす場合が多くなっていくにつれ、原告適格の有無についての明確な判断基準を定立することはますます困難になってきている。行訴法は、この困難な問題を同法九条所定の「法律上の利益」という用語の解釈を通して裁判所の判断にゆだねているのであるが、取消訴訟における原告適格の問題は、単に正当な当事者を定めるための訴訟手続上の技術的問題であるにとどまらず、取消訴訟がどのように運用され、どのような機能を果たすべきか、すなわち取消訴訟の本来的な機能をいかに解するか、ひいては司法による行政のコントロールはいかにあるべきかという根源的な問題と密接に結び付いているのである。

2 取消訴訟の本来的な機能、目的は、当該行政分によって生じた違法状態を排除することにより、特定の国民の個別・具体的な権利利益を救済することにある。もちろん取消訴訟を通じて違法な行政処分が是正された結果、妥当な政策、適正な行政が確保されることも期待されるが、このこと自体は取消訴訟の本来的な機能、目的ではない。妥当な政

策、適正な行政の確保は、取消訴訟を契機として、その結果なされるものである。右に述べた取消訴訟の本来的な機能、目的を無視して、妥当な政策、適正な行政の確保といういわば反射的、付随的な作用を強調する余り、際限なくとも言えるほどに広く取消訴訟提起のみちを開くことは、法律に定めて一定の場合に限って一定の者のみが民衆訴訟を提起することができるものとしている法の趣旨を没却することになる。

三 司法の機能と原告適格の問題

1 原告らは、その主張に照らすと、原告適格の範囲をできる限り広く認め、取消訴訟に、政策ないし行政の在り方に対しての国民の意見を聴取し、反映させる機会としての色彩を与えようとの発想を有しているように思われるが、このような考え方は、明らかに前項で述べた取消訴訟の本来的な機能と相いれないものである。このことは、原告らが原子力行政の在り方に関しての多種多様な事柄を問題としている本件訴訟の原告適格の問題を考える上で、十分念頭に置く必要がある。

ここで、重ねて強調しなければならないことは、取消訴訟は、行政によって違法に侵害された私人の権利利益の回復を図り、その救済を目的とするものであり、そして、そもそも裁判所は、個別的・具体的な法律上の争訟に法律を適用してこれを解決することを使命とするものであるということである。そして裁判は、具体的事実に実体法規を適用して国民の権利利益の実現に奉仕するものであり、実体法という判断基準によってその公正が担保されるものであることはいうまでもない。取消訴訟について言えば、当該行政処分がその根拠法規に照らして違法であるか否かを判

断すべきものであって、当該実体法規から遊離してなされるべきものではない。

このような司法権そのものの性質ないし機能の特質は、「法律上の利益」の有無の判断に当たっても当然前提とされなければならない。そして、その結果として、「法律上の利益」の有無は、当該処分の判断基準としての根拠法規が処分の取消しを求める者の個人的な利益を保護対象としているか否か、そして当該処分により現実とその利益がき損されたか否かにより決められるべきものといえよう。したがって、仮に、行訴法9条の「法律上の利益を有する者」の範囲を拡大するとしても、それは、私人の有するある利益が当該行政法規により保護されている利益と解し得るか否かによってこれを決すべきものであって、原告の立場において主観的には保護に値するものと考えられるような利益であっても、これを実定実体法に即して評価することができない以上、客観性の裏打ちをもった法律上の利益には高め得ないものであり、このわくを無視して安易に「法律上の利益」の拡大化を図ることは、取消訴訟と民衆訴訟との限界をあいまいにし、現行実定法における行政救済に関する争訟制度の体系を混乱に陥らせるとともに、ひいては法律によらない裁判を招くおそれがあるともいえるのである。

2 「法律上の利益」についてこのように述べると、司法国家体制を採る我が憲法の下では、司法的救済の幅を拡大し、司法による行政統制の実を挙げるように解釈すべきであるとの批判が生じ得るであろう。しかしながら、司法国家とはいっても、それがいかなる意味内容のものであるかは、憲法を頂点とする実定実体法規の定めにとり具体的・

個別的に、当該法規の解釈を通じてなされなければならぬ。行政訴訟の管轄が裁判所に帰属せしめられたことと裁判所が法令審査権を与えられたことを見れば、その限りにおける司法の優位を肯定すべきものではあるがしかし、それはそもそも、司法がその領域の中においてその機能を果たすことを当然の前提としていることはいうまでもないし、また行政訴訟の本質的機能が私人の権利利益の保護にあることも否定し得ないはずである。すなわち、憲法が司法国家体制を採っているからといって、国民と行政機関との間の一切の紛争について原告適格の制限を緩和し、裁判所に出訴し得るみちを開かなければならぬとすべき論理的必然性及び合理的根拠を見いだすことはできない。行政権の行使についての司法審査も、具体的な法律上の争訟を前提とし、一定の手続法規に従って行われるべきものであって、一般的に、行政に対する統制的機能ないしこれに代わる代替的機能を期待すべきものでもなければ、期待し得るものでもない。

要するに、裁判所に行政統制の機能を与えるべきであると唱えたり、取消訴訟の特徴を「違法行政に対して人民が国の行政責任を追求するための手段」と解したり、市民の「行政の適法性統制への参加」と考えたりするのは、現行法の下においては理由のない独断と言わなければならない（田中二郎「司法権の限界」杉村古稀記念・公法学研究（下）763～764ページ）との批判が妥当であろう。

四 原告適格を否定する被告の立場

1 原告適格の問題はいわゆる本案前の問題であるから、この点についての主張は、

通常、訴訟の冒頭においてなされるが、本件訴訟の証拠調べが相当進行した現段階になって、被告が原告らの原告適格を否定する本主張をするに至った理由は次の三点にある。

第1に、そもそもいかなる権利利益をもって「法律上の利益」として捕らえるかが前に述べたように極めて困難な問題であるのに加えて、原子炉等規制法及びその関連法規における周辺住民の個人的な権利利益の位置付けを、原告適格の問題との関連においてどのように握るかは、必ずしも平易な問題ではなく、本件訴訟の進行状況を踏まえながら主張の内容を確定するのに期間を要した。第2に、これが最も主要な理由であるが、原告らが程度の差はあれ本件原子炉に対し何らかの不安（それが理由のあるものであるかどうかは別として）を抱いていることは事実としてはあるかもしれないという認識に基づき、法律的観点からはともかく、現実の問題としては、原告らを含む一般の人々に対し、本件訴訟を通して、本件原子炉を初めとする原子炉一般の安全性について説明することに少なからざる価値が認められるとの考えから、現在まで原告適格の有無について主張することをひとまず留保してきたのであるが、前に述べたように、本件訴訟が取消訴訟である以上、この問題に触れないで通るわけにはいかないので、証拠調べのうち原子炉の安全性に関する部分がおおむね終了した現段階において本主張をすることとしたのである。ちなみに、水戸地裁及び福島地裁に係属中の同種事件においては、既に訴訟のほぼ冒頭において（前者においては昭和50年10月30日、後者においては昭和50年10月20日）、それぞれ本案前の申立て及びこれに関する主張を

行っている。第三に、原告適格の有無は、当事者の主張の有無にかかわらず裁判所が判断すべき職権調査事項であるが、本件訴訟においては、この点について判断するに当たっても、原子力発電に関する技術的事項についての理解は必ずしも不要ではないとの考えもあり得るかもしれないとの判断に立って、裁判所を初めとする訴訟関係者に右の技術的事項について説明することとした。

2 なお、ここで特に強調したいことは被告が原告らの原告適格を否定する本主張をしたからといって、被告が本件原子炉の安全性について説明していく意欲を失ったとか、右の安全性の論証に力点を置いてきたこれまでの訴訟追行態度を根本的に変更したとかの意味合いを持つものでは決してないということである。被告は、今後も、訴訟の進行状況に照らして、許される限り、右の安全性について理解を得るための努力を続けていく意向である。

また、いうまでもないことであるが、被告の本主張は、決して行政庁の採った措置を無分別に是認して、国民が行政庁の行為の当否を争うみちを故意に狭めようとする底意を持つものでもなければ、司法権に対する不信を前提とするものでもなく、現行行政争訟制度の下での法解釈の当然の帰結を述べたものにすぎない。本主張は、行政上の一般的責務に対する国民の利益確保のためには、行政法規及び行政手続の充実等制度自体の整備と民主主義原理にのっとった責任の追及こそが本来の在り方であり、司法に対し政治・行政に対する一般的統制の役割やその代わりの役を演ずることを求めるのは場違いというべきである（南博方「訴えの利益」ジュリスト527号

70ページ）との立場に基づくものであって、それ以外のいかなる他意を含むものではない。

第3 「法律上の利益」の意義

一 「法律上の利益」をめぐる裁判例の動向

1 「法律上の利益」が、そもそもいかなる範囲の利益を指すかについて、裁判例の傾向は必ずしも明確とは言えない。特に、処分の相手方でない第三者の「法律上の利益」については、行政処分の根拠となる行政法規が第三者の利益の保護について直接規定していないのが通常であるため、問題とされる利益が「法律上の利益」であるか否かの判断は極めて困難であり、裁判例の上でも混乱が見られなくもない。更に、その第三者が一般公衆である場合には、問題とされる利益が一般的、抽象的な利益、すなわち公益と区別し得る個別・具体的な特定の利益であるか否かの問題が加わるため、右の判断はより一層困難であって、この点に関する裁判例は今なお流動的とも言える状態である。しかしながら、裁判例の大勢を見ると、右の点についての判断基準が、そこで問題とされる利益をもって当該行政処分の根拠たる行政法規の個々の条文が保護している利益であると解することができるかどうか置かれていることは明らかである。この立場は「法律上保護されている利益」を「法律上の利益」と解するものであるが、他方、右の立場によれば、その利益が、当該行政法規が一般的に実現を目指している公益に包括されてしまう性質のものであれば、訴えの利益は認められないとされるのであり、要するに、「法律上の利益」の有無は、当該行政法規における個々の条文の解釈

によって決まることになる。

2(一) ところで、第三者の原告適格の問題に関する指導的判例は、いうまでもなく、公衆浴場の新設許可によって影響を受ける既設業者に右許可の取消しを求める原告適格を認めた最高裁判所昭和37年1月19日第二小法廷判決(民集16巻1号57ページ)であらう。

この判決は、従来事実上の反射的利益にすぎないとされていたものをも「法律上の利益」として認めたと説かれることが少なくないけれども、右判断の理由を子細に検討すれば、右判決は、公衆浴場法の距離制限に関する規定が既設業者の営業上の利益を保護しようとする意図をも有するものであるという実定実体法についての解釈により右の結論に到達していることが分かる。このことは、右判決が「公衆浴場法が許可制を採用し前述のような規定を設けたのは、主として『国民保健及び環境衛生』という公共の福祉の見地から出たものであることはむろんであるが、他面、同時に、無用の競争により経営が不合理化することのないように濫立を防止することが公共の福祉のため必要であるとの見地から、被許可者を濫立による経営の不合理化から守ろうとする意図をも有するものであることは否定し得ないところであって、適正な許可制度の運用によって保護せらるべき業者の営業上の利益は、単なる事実上の反射的利益というにとどまらず公衆浴場法によって保護せられる法的利益と解するを相当とする。」と判示しているところから明らかである。

(二) 右の最高裁判所判決に見られる基本的な考えは、違法な建築確認の取消しを求めるにつき隣接者に原告適格を認めた裁判例

(例えば、東京地裁昭和48年11月6日判決・行裁例集24巻11・12号1191ページ等)を典型的な例として、その後の多くの裁判例に共通するものである。

すなわち例えば、東京地方裁判所昭和46年4月27日判決(行裁例集22巻4号5ページ)は、私鉄の路線変更認可処分のうち新しい駅の設置を認めた部分につき、旧駅の存在により利便を得ている地域住民から提起された無効確認あるいは取消しを求める事件において、「抗告訴訟の本質は、違法な行政処分に対する私人の権利救済の制度であって、この訴訟によって達せられる行政の適法性ないし法秩序の確保は、いわば、私人の権利救済に随伴する副次的な効果にすぎないものとみるべきである。したがって、抗告訴訟を提起し得る者は、当該行政処分の取消し等によって回復すべき自己の法律上の利益を有する者でなければならないのであって、同法(行訴法一被告指定代理人注)九条は、まさに、この法理を宣明した規定であるといえることができる。」(598ページ)とし、更に、「単なる事実上の利益ないしは反射的利益を有するにすぎない者に対してまで、当該利益が或る程度具体的個人的な利益であって、民衆訴訟における一般抽象的な利益と区別することが可能であるということから、抗告訴訟の提起を認めることは、他面、憲法が、司法権の不当な拡大を防止し、立法権や行政権に対する限界を画するため、司法審査権の対象を法律上の争訟にかぎっている趣旨(最高裁判所昭和27年10月8日大法廷判決、民集6巻9号783頁参照)に反する虞れがないとはいえないので、むしろ、かかる利益は、司法の統制には親しまれず、公益の観念の中

に解消されるべきものとして、公益の維持、増進を任とする行政権の保護に委ねられているものと解するのが相当である。」(599ページ)と判示して、地域住民らの原告適格を否定した。

また、最高裁判所昭和48年1月19日第二小法廷判決(民集27巻1号1ページ)は、町名変更区域の住民が町名変更の決定等の取消しを求める原告適格を否定したが、その理由として、「個人が特定の町名を自己の居住地等の表示に用いることによる利益不利益は、……事実上のものであるにすぎないのであって、……現在の町名をみだりに変更されないという利益が法的に保障されているものと解すべき根拠は存しない。」と述べている。

そして、東京高等裁判所昭和49年7月19日特別部判決(行裁例集25巻7号881ページ)は、公正取引委員会の果汁飲料等の表示に関する公正競争規約の認定につき、当該飲料の消費者が、不当景品類及び不当表示防止法10条6項にいう「不服があるもの」に該当するか否かについての判断ではあるが、「同法10条6項の不服申立は、本質的には行政不服申立の性質を有するものであるところ、一般に行政不服申立は、特段の定めのある場合を除き、違法ないし不当な行政処分を取り消すことにより、その行政処分によって権利ないし法律上保護された利益の侵害を受けた私人等特定の権利主体を救済するためのもので、それによって適正な行政が確保されるという効果をもつものではあるけれども、私人等の救済とは関係なしに行政の適正な運営の確保自体を目的とするものではない。」(896ページ)、「法規の適正な適用において国民の一人としての個人が他の人々と共

通してもつ利益は、個人的利益でもなく、一般的利益であって、このような利益は本来私人等特定の権利主体の権利・利益を個別に保護するためにある争訟制度によって保護されるべき利益ではないというべきであるから、このような利益の擁護のため不服申立を許すことは、結局民衆争訟を認めると同一に帰し、そのためにはその旨の特別の規定を必要としそのような明分の規定のある場合に限り、不服申立が許されるといわなければならない。」(897ページ)と説き、同項の規定をもって民衆訴訟を定めたものとは解し得ないことを判示した上、「前記認定に対し不服申立の資格を有するのは、右認定によって自己の法的に保護された利益を害された者又は必然的にこれを害されるおそれのある者でなければならない。」(898ページ)とし、一般消費者はその利益の特質からしてこれに当たらないという示唆に富む判断を詳細に展開している。

3(一) なお、近時、札幌高等裁判所昭和51年8月5日判決(判例時報821号21ページ。いわゆる長沼ナイキ基地反対訴訟第二審判決)が、原告適格の有無の判断基準について注目すべき考え方を示した。すなわち同判決は、「法律上の利益」には、「単なる実体法上の権利ないし保護利益にとどまらず、行政処分が法の趣旨に基づいてなされた際、法目的達成のために特にその実現が所期されたと認め得る事実上の利益も含み得る」と判示している。この判示部分のみを表面的に見ると、この判決は前に述べたこれまでの裁判例の流れを逸脱し、「法律上保護されている利益」を超えて単なる「事実上の利益」をも「法律上の利益」に取り込むべきであるとの

考え方を示したものと見られるおそれがなくもない。しかし、右の判示をその前後の記述と併せて子細に検討すれば、右のような見方は皮相であることが容易に理解できる。

すなわち、右判決において、「法律上の利益」に含ませ得るものとされている事実上の利益は、「行政処分が法の趣旨に基づいてなされた際法目的達成のため特にその実現が所期されたと認め得る利益」であり、「単に生活利益一般と同義語と解することはできない」し、「その保護を求めて取消訴訟を提起した者に対し、法が行政処分を介し、その実現を所期しているものと解し得るものでなければならぬ。」とされているのである。

要するに、右判決は、抗告訴訟は、利害侵害の救済にその重点が置かれた訴訟であることを前提に、「ある公益目的達成のための行政処分をなすにあたり、右処分に伴い、直接に影響を及ぼすものとして、現実に配慮されたと認むべき事実上の効果は、それ自体処分と不可分のものとするのが相当であるから、これもまた法的効果といふべきである」との判断に立った上で、実体法である森林法の規定に照らして当該事件の原告らが個別的・具体的法的利益を有するか否かを詳細に検討した後、一部原告らの原告適格を肯定したものであって、結局右判決は、当該実体法の保護法益は何かという考察に加え、法が行政処分を介してその実現を所期している利益は何かの検討を通して「法律上の利益」の範囲を判断しようとするものであることが理解されるから、実体法の解釈を離れて、実体法上の保護法益から解放された利益の存在を前提として原告適格の問題を論じているものではない。したがって、右判決は、基本的には、「法律

上保護されている利益」をもって「法律上の利益」として捕らえるこれまでの伝統的な考え方の流れから外れるものではないと理解されるのである。

□ また、行政処分の名あて人でない関係地域住民が当該処分の取消しを求める法律上の利益が肯定された事例で、その特異な理論構成のゆえに時々引用されるものとして、バス料金変更認可処分の取消請求事件についての広島地方裁判所昭和48年1月17日判決（行裁例集24巻1・2号1ページ）がある。この事案における原告らの当事者適格については、ち密な消極意見が示されていたところであるが（昭和46年10月開催行政事件担当裁判官会同概要56ページ）、この判決は、結局のところ、運輸監督行政が「實際上事業者の保護に偏し利用者の利益を軽視して認可がなされるおそれがないとはいえないし、利用者の意見聴取の方法も取り入れられていない現状」から考えて当該バス利用者である原告の「法律上の利益」を認めるとしたものであり、いわば独自の必要論を根拠とし解釈論よりも政策論に依拠したものであるとして、批判されなければならない。しかも右判決は、抽象的な消費者一般に係る公益と原告ら個人の個別・具体的な利益とを全く区別していない点において、その理論構成上説得力を欠くものであり、先例的価値に乏しいものと言わざるを得ない。なお、右判決のほかには、いわゆる関係地域住民の原告適格についての判断において右判決に類する思考を示した裁判例は見当たらない。

4 以上要するに、一部で言われている「法律上の利益」の拡大については、ある程度の支持者を得てはいるものの、他面その本

質的な無限定志向に対する反省も漸次有力に説かれているのであり、裁判例の上では、むしろこの志向に対する冷静かつ慎重な批判的消極的判断が、主流として、順次積み重ねられつつあるものと言うことができる。被告が「法律上の利益」について詳論したところは正に裁判例のこの流れにも沿うものである。

二 原子炉等規制法における周辺住民の位置付け

1 前項における考察を前提とすれば、本件における原告らの原告適格の有無を判断するには、まず、原子炉等規制法が何を保護の目的としているかが検討されなければならないが、同法が原子炉等についての安全性の確保を基本的な目的の一つとしていることは疑い余地がない(1条)。同法24条1項4号が原子炉設置の許可基準の1つとして、原子炉施設の位置、構造等が核燃料物質等による災害の防止上支障がないものでなければならない旨を定めているのも、この具体的表れであることはいうまでもない。しかし、同法にいう「安全」とはあくまでも「公共の安全」(1条)であるから、右にいう「災害の防止」が目指すものは、特定の個人が、直接、利益の主体となり得るような個別性を予定したのではなく、広く公共の利益の維持にあることは明らかである。もとより特定の個人、例えば原子力発電所付近の具体的な個々の住民の安全も当然これによって確保されることになるのであるが、このような個々の住民の安全は、「公共の安全」を通して確保されるものにほかならない。

右の意味では、原告らが本件原子炉の運転によって被害を受けるおそれがあると主張する原告ら個々人の生命、健康、財産は原子炉

等規制法の保護の目的であるといっても誤りではない。しかし、このような論旨を殊更力説してみても原告らが原告適格を有することを論証するに足る根拠とは到底なり得ないのである。なぜなら、右に掲げるような原告ら個々人の個別・具体的な利益は、いうまでもなく国政の上で最大限に尊重されなければならないし、それが原子炉等規制法等に明示されているかどうかにかかわらず、換言すれば、関係行政法規の規定の仕方以前の問題として、最大限に尊重されるべきは当然のことであるからである。

もし、仮に原告らが、本件許可処分^の直接^の効果として、その主張するような被害を被るといっているのであれば、右処分の取消しを求め原告適格を否定されるいわれはないであろう。原告らは、本件許可処分^の直接^の効果としては、いかなる不利益をも受けるものでないことについては第5において詳論するとして、ここであらかじめ特に明確しておくべきは、右のような個別・具体的な利益の侵害を基礎とせず、原告らが原子力発電所の周辺住民として有すると主張するかもしれないと予想される抽象的ないし観念的な利益、例えば、①周辺住民が原子炉に対して不安を抱かずに生活できる利益とか、②周辺住民が適正な原子力行政を求める利益、といったような利益を観念した上、このような利益によって原告らの原告適格を基礎付けることが果たして可能か否かという問題についての考え方であるが、このような利益が、前に述べた意味での公益に完全に包括され、そこに解消してしまう性質のものであることはいうまでもなく明らかである。換言すれば、そのような利益は、原子炉等規制法が実現しようとして

いる「公共の安全」の範ちゅうに含まれる公益の1つの表現と言い得るのが精々であって、行訴法9条にいう「法律上の利益」としてこれを捕らえることはできないのである。したがって、原告らが本件原子炉に対してはく然

とした主観的不安を持っている旨の主張や、原告らの原子力政策及び原子力行政一般の在り方に対する批判的主張をもってしては、到底原告らの原告適格を基礎付け得ないものと言わなければならない。(以下次号に掲載)

原発に未来なし

Am G F E

1. うみにさかなはね そらにかもめまの
 2. あ-かすあわれず に つか しがしる とみと あん
 3. プラスチックにがぶられ て プルト ニウムにめ された そー

Am G F E Am

あかりとあめに くさ きはそだ つ この
 せんのははじをない べん りのふたつ えてん
 んなみさーりを ゆめ 弱こはむ天 ぬ か

G E G E(E7)E

あーね めぐみ こやまごに った えーん }けん
 べんにねばよう な ぶが かたまたか かし たー
 くのこあまを あーね ねすむに しーるー }

Am G F E

しりよくはっでん この ちにゆるすな がん

Am G F E Am

しりよくはっでん うん てんをしょうしせ よ

原発に未来なし

1. 海に魚はね 空にカモメ舞い
 陽の光と雨に 草木は育つ
 この素晴らしい恵み 子や孫に伝えん
 (くりかえし) 原子力発電 この地に許すな
 原子力発電 運転を中止せよ

2. わかち合われずに 使い捨てられる富と
 安全の保障もない 便利の二つを
 天秤にかけるような 選び方はまやかした
 (くりかえし)

3. プラスチックに飾られて プルトニウムにうめられた
 そんな未来を 夢みることではできぬ
 核のこわさを 我らすでに知る
 (くりかえし)

「原発に未来なし」

前頁の歌は、京都に住むフォーク歌手の古川豪さんが作詞、作曲されたものです。古川さんは“原発銀座”の若狭出身で、友人の藤田一良弁護士長のすすめを受けて、その思いを歌に託されました。きたる7月28、29日の公判の際に、松山地裁の庭で、“本邦初演”となる予定です。

(1頁からつづく)

ついで立った科学技術庁の堀内氏は、二重三重の安全装置の物語を、早口にお経のように読み上げる。裁判官席も、ついて行けないといった表情。最後の高津弁護士は、四電も顔負けの、エネルギー危機論をヒステリックにのべ、激しい野次。彼我の主張と姿勢の格差は誰の目にも歴然。

双方の陳述が終了後、今後の審理日程が議論されましたが、柏木裁判長の積極的な姿勢は印象的でした。結局、夏休みも返上した別掲のスケジュールがきまり、9月結審、年内判決に向け、原告側の主導の下に、最終局面に突入することになりました。(Q)

準備書面(12)増刷

原告準備書面(12)「伊方原子力発電所の危険性及び違法性のすべて」は短期間に売切れ、ご希望の方々にご迷惑をおかけしていましたが、近日中に増刷分ができ上る予定です。やはり一部1万円と高価ですが、作成時の特別カンパにご協力いただいた方々や、まとめて取り扱っていただいた場合には、割引価格を適用しています。会の財政を助けることにもなりますので、まわりの方々におすすめ下さるようお願いいたします。

ウイール(西独)原発反対斗争の記録

ブルトニウム研究会は「ウイールにもどこにも原発はいらない!」を発行、1部350円(送料別)。申込み:東京都千代田区神田司町2-19, 秋元ビル5F, 同研究会あて

会計報告('77.6/11~7/9)

収入

会費	189,000
ニュース購読料	321,400
準備書面売上金	20,000
夏期特別カンパ	249,750
計	780,150

支出

ニュース代金	70,000
郵送料	15,300
為替手数料	2,040
第30回公判援助費追加	121,440
(行動費)	100,000
(宿泊費)	21,440
第31回公判用航空券	133,940
コピー代	27,400
資料費	2,690
会場費	1,800
事務用品費	2,950
計	377,560

差引

402,590
(借入金返済)

借入金合計

437,773

多額の夏期特別カンパありがとうございました。おかげで、結審までの公判費用は、何とかやりくりできる見通しがつきました。なお、国側に決定打をあげせる最終準備書面作成のためのご援助も近くお願いする予定です。